

第2章：市民の権利及び責務

◆市民の権利及び責務（第5条、第6条）

- ・自治の担い手としての市民の権利と責務を明らかにしています。

自治を推進する上で大切な3つの権利

市政運営に関する情報を知る権利



例えば、市政情報コーナーで〇〇計画を閲覧

市民参画をする権利



例えば、地域活性化を考える会議に参加して議論

協働をする権利



例えば、市民団体と市が協働でイベントを開催

ポイント

地方自治法で定めている市民の権利

地方自治法では、市民の皆さんが一定のルールの下で、直接市政運営に参加できるよう次のような権利を定めています。

- ・市民の代表（市議会議員・市長）を選ぶ権利
- ・市政に対する直接請求権（条例の制定、改正又は廃止、市議会の解散、市議会議員や市長の解職、事務の監査）など

（市民の権利）

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行使することができる。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行使することができる。

- (1) 市政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市民参画をする権利
- (3) 協働をする権利

3 市民は、市が提供するサービスを楽しむことができる。

（市民の責務）

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。

2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

用語の解説

【地方自治法】

地方自治の基本となる法律。地方公共団体の区分・組織・運営などを定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。昭和22年制定。

第3章：市議会の権限及び責務等

◆市議会の権限及び責務（第7条、第8条）

- ・市の意思を決定する議事機関である市議会の権限と責務を明らかにしています。

◆市議会議員の責務（第9条）

- ・市民の代表である市議会議員一人ひとりが果たすべき責務を明らかにしています。

市議会の機能

市の意思を決定する機能

市政運営を監視する機能

政策を立案する機能

条例の制定や改廃をする機能



（市議会の権限）

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

（市議会の責務）

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

（市議会議員の責務）

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

- (1) 自らの議会活動
- (2) 市政運営に関する自らの考え

用語の解説

【議事機関】

憲法では、地方公共団体の議会を議事機関と位置付けており、一般的には審議議決機関を意味します。

【立法機能】

条例の制定又は改廃をすることを意味します。憲法では、国会が唯一の立法機関と定められていますが、条例も広い意味では法令に含まれるため、このような用語を使用しています。